

## 京都市ごみ減量推進会議補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 本市のごみ減量の取組を推進し、循環型社会の構築を図るため、京都市ごみ減量推進会議(以下「推進会議」という。)のごみ減量の普及啓発及び実践活動並びに地域におけるごみ減量活動(以下「ごみ減量活動」という。)に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 市長は、推進会議のごみ減量活動に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業であって、ごみ減量のために必要と認めるものについて交付する。

- (1) ごみ減量に関する全市的な普及啓発
- (2) 家庭及び事業所に関するごみ減らしの具現化に向けた取組
- (3) 地域ごみ減量推進会議のごみ減量活動に対する支援
- (4) 前各号に掲げるもののほか、2R(発生抑制・再使用)対策によるごみ減量に関する事業

### (補助金交付の申請)

第3条 条例第9条の規定による申請は、京都市ごみ減量推進会議補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画及び予算書を添え行うものとする。

2 前項の規定による申請後、条例第11条第1項に規定する内容の変更又は事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

### (補助金の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、条例第10条の規定により補助金の交付及び交付予定額を決定する。

2 条例第12条の規定による通知は、京都市ごみ減量推進会議補助金交付決定書(第2号様式)により行うものとする。

### (検査及び指示)

第5条 市長は、推進会議に対して、補助金の交付対象となった事業(以下「補助事業」という。)に係る事項に関し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は検査の結果に基づき、当該補助事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

(事業完了の届出)

第6条 条例第18条に規定する補助事業が完了したときの実績報告書は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受け、条例第19条の規定により助成事業者に交付すべき助成金の額を確定したときは、京都市ごみ減量推進会議補助金交付額確定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)

京 都 市 長

京都市ごみ減量推進会議

会 長

㊟

京都市ごみ減量推進会議補助金交付申請書

京都市ごみ減量推進会議補助金交付要綱第3条に基づき、ごみ減量活動実施のため、下記により補助金を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 事業収支予算書
  - (3) 規約又は会則

第2号様式(第4条関係)

京都市ごみ減量推進会議補助金交付決定書

第 号  
平成 年 月 日

京都市ごみ減量推進会議  
会長 様

京都市長  
(担当: )

平成 年 月 日付けで申請がありました京都市ごみ減量推進会議補助金  
につきまして、京都市ごみ減量推進会議補助金交付要綱第4条の規定により、  
下記により交付することと決定いたしましたので、通知します。

記

1 事業名

2 交付金額 金 円

3 交付の時期

4 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
- (2) 補助金については、年度末に精算してください。
- (3) 本事業終了後は、直ちに収支決算報告書を提出してください。
- (4) 上記の各号の一に違反した場合は、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付金額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

第3号様式(7条関係)

第 号  
平成 年 月 日

様

京都市長

平成 年度 京都市ごみ減量推進会議補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け,第 号をもって交付決定した上記の補助金については,  
下記のとおり交付額を確定したので,通知します。

記

1 事業名

2 交付額 円